

処分基準整理票

処分の内容	史跡黒浜貝塚の利用の許可の取消し		
根拠法令及び条項	蓮田市史跡黒浜貝塚設置及び管理条例第10条1項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） 蓮田市史跡黒浜貝塚設置及び管理条例第10条1項 （許可の条件の変更等） 第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は史跡の管理上特に必要があるときは、当該許可の条件を変更し、若しくは行為を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。 （1） 第5条第5項の規定による条件又は第7条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。 （2） 第6条又は前条の規定に違反したとき。 （3） 不正な手段によって第5条第1項又は第3項の許可を受けたとき。		
処分基準設定年月日	令和 4年 4月 1日	処分基準最終変更年月日	年 月 日
所管部署	蓮田市教育委員会生涯学習部社会教育課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。